低入札価格調査の実施概要

工 事 名 : 西宮養護学校校舎改築電気設備工事

調査対象者 : 株式会社 しんこう

所在地: 西宮市城ヶ堀町2番22号

| 項目 | 内容 |
|---------------------------------|---|
| 1. その価格により入札した理由 | (理由書の概要) ・工事費は、電気設備工事積算実務マニュアル及び主材料購入先よりの見積書に基づき、品質・コストの妥当性・施工実績・取引実績等により選別した協力会社と打合せの上、積算を実施することで今回の入札金額が可能となった。 ・諸経費については、過去の同種工事の施工実績及び工事箇所と当事務所との距離が近いため、時間及び経費の節減が十分に可能な状況であると判断し、入札を行った。 |
| 2. 積算内訳書及び積算内訳に対する明細書 | ・参考内訳明細書(金抜き設計書)に対応した積算内訳書及び明細書の提出があり、入札価格(工事費内訳書)と合致する金額で、契約対象工事の施工にあたって必要となる全ての費用が計上されている。 |
| 3. 配置予定技術者名簿 資格:監理技術者 | ・添付資料により、入札公告で定めた条件(資格、雇用関係など)を満たすことが確認できる。 |
| 4. 建設副産物の搬出先 | ・発生する全ての建設副産物について、受入れ予定先の見積書が添付され、適正な処理費用が計上されている。併せて、受入れ予定先において、建設副産物の処理等を行うにあたり、必要となる許可証の写しも添付され、確認することができる。 |
| 5. 上記 1 から 4 までの内容につい ての調査検討 | ・見積金額は協力会社と事前に協議済みであり、設計仕様に支障ないと判断できる。 ・積算内訳書及び明細書に違算、脱漏は認められず、適切に工事内容の把握が行われていると判断できる。 ・工事価格は、低く見積られているが、全体として企業努力による範囲内であると判断できる。 ・建設副産物の処理費用は、適正に計上されており、搬出先や処理体制についても支障ないと判断できる。 |
| 6. 契約の適否に関する判定結果 | ・調査対象者の応札額、提出された資料を検証した結果、「西宮市 建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要領」第11条第2項各 号に掲げる、失格または、履行不可能のおそれがあるとする判断 基準のいずれにも該当せず、調査対象者の価格によっても、当該 契約の内容に適合した履行が可能であると認めた。 |